

宮古保健所長告示第1号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第9項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年3月30日

宮古保健所長 工藤 淳子

短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	廃止年月日
0310210273	三陸病院	宮古市板屋一丁目6番36号	医療法人財団正清会 理事長 三浦正彦	平成18年1月 20日
0310210505	宮古第一病院	宮古市保久田8番37号	特定医療法人弘慈会 理事長 加藤玲子	平成18年1月 31日